

海洋環境保護委員会第74回会合（MEPC 74）

主な審議事項

【日程】平成31年5月13日（月）～17日（金）（於IMO本部）

【議題】

- 議題1 議題の採択
- 議題2 他の会議体の決定
- 議題3 義務要件の検討・採択
- 議題4 バラスト水中の有害水生生物
- 議題5 大気汚染及びエネルギー効率（EEDI、最低出力、SOx等）
- 議題6 国際海運のエネルギー効率向上のための技術的・運航的手法（DCS）
- 議題7 船舶からのGHG排出削減（GHG削減戦略）
- 議題8 船舶からの海洋プラスチックごみ対策のためのアクションプランのフォローアップ
- 議題9 特別海域（SA）・排出規制海域（ECA）・特別敏感海域（PSSA）の指定・保護
- 議題10 汚染防止・対応（PPR小委員会からの報告事項：SOx、ブラックカーボン、船体付着（AFS条約））
- 議題11 その他の小委員会からの報告
- 議題12 海洋環境保護のための技術協力活動
- 議題13 新たな措置の実施のための能力開発（キャパシティビルディング）
- 議題14 委員会・小委員会の作業計画（汚水処理に関する新規議題提案等）
- 議題15 委員会の作業手続きガイドラインの適用
- 議題16 議長・副議長の選出
- 議題17 その他
- 議題18 委員会の報告書の検討

1. 国際海運における地球温暖化対策について

(1) 温室効果ガス（GHG）削減戦略関係

昨年4月、IMOは、国際海運セクターの①2030年までに平均燃費40%改善、②2050年までにGHG総排出量50%削減、③今世紀中のGHGゼロ排出といった削減目標等やその実現のための対策候補を盛り込んだ「GHG削減戦略」を採択しました。今後、この実現に向け、2023年までにGHG削減のための新たな短期対策に合意すべく、各国からの提案に基づき、検討・審議が進められることとなります。

今次会合では、我が国が、産学官公の連携で取りまとめた、船舶の効率改善や燃費性能の良い新造船への代替を促す新たな国際枠組を提案しています。また、欧州諸国等が、運航スピードや燃費実績に対する規制を提案しています。

我が国が提案している規制は、欧州諸国等が提案している規制と比べて、①気象海象等コントロール不可な条件に左右されない、②規制値を達成する方法に自由度がある、③既存の国際条約に基づく検査制度により確実な執行を担保可能、等のメリットがあります。

(2) 新造船燃費規制（EEDI規制）関係

国際海運において、新造船に対する燃費規制（EEDI規制：2013年発効）は、右図の通り段階的に規制値が強化されることとなっています。

2025年から開始予定のフェーズ3について、我が国が中心となって、主要国や国際的な海運団体の意見を取りまとめ、CO₂排出量が多いコンテナ船をはじめ、一部の船種について、適用時期を2022年に前倒しすることを提案しています。

今次会合では、全ての船種について、これらのフェーズ3の規制値・適用時期を最終化し、条約改正案を取りまとめる予定です。

EEDI規制値・開始年（現行）

現行規制
基準値以上(2013～)
10%以上強化(2015～)
20%以上強化(2020～)
30%以上強化(2025～)

基準値は1999～2008に建造された船舶の平均値
各規制の適用時期は船舶の建造契約年による

2. その他

(1) 船舶からの海洋プラスチックごみ関係

海洋プラスチックごみは、主要7か国首脳会議（G7）でも議論されるなど、国際的な環境問題として関心が高まっています。このうち、船舶からの投棄については、IMOが対策を講じており、既に国際条約により全面禁止されています。昨年10月のMEPC73では、これら対策の実効性を強化すべく、漁具へのIMO番号のマーキング制度や廃棄物記録簿の対象拡大の検討等を盛り込んだ今後の行動計画「アクションプラン」を決定しました。持続可能な開発目標（SDGs14）の目標年である2025年までに、これらのアクションの達成を目指すこととされています。

今次会合では、同アクションプランの達成に向け、船舶からの海洋プラスチックごみの発

生原因や発生状況等を把握するための IMO による調査の進め方等を審議する予定です。

(2) 燃料油硫黄分 0.50%規制関係

健康への悪影響を及ぼす排気ガス中の硫黄酸化物 (SOx)、粒子状物質 (PM) を削減するため、2020 年 1 月 1 日から、船舶に使用する燃料油中の硫黄分濃度規制が強化 (3.5%→0.5%) されます。

今次会合では、当該規制の円滑かつ確実な実施に向け、不正対策や燃料油サンプル分析手法の統一化等を盛り込んだ「統一の実施のためのガイドライン」を採択する予定です。さらに、一部の国・地域において、科学的根拠を示すことなくスクラバーからの排水禁止を導入する動きがあることを踏まえ、IMO がスクラバー排水について統一的な検討を行う必要性について審議する予定です。

(3) バラスト水関係

バラスト水^{*}中に含まれる水生生物が本来の生息地ではない海域に移入・繁殖することによる生態系への悪影響を防止するため、2017 年にバラスト水管理条約が発効しました。

今次会合では、捜索や救命目的の船舶について、条約の適用除外を認めるべきかどうかを審議する予定です。また、バラスト水処理装置の試運転時に簡易的なサンプル分析を行うことを条約で担保するための条約改正案を審議する予定です。

※バラスト水...船舶の安定性を保つために荷物量等に応じて「おもし」として出し入れする海水

(4) 有害防汚方法規制への有害物質の追加関係 (AFS 条約)

船底に使用される防汚塗料は、有害防汚方法規制条約 (AFS 条約、2001 年採択) により、TBT (トリブチルスズ) などの有機スズ化合物の使用が禁止されています。

現在、欧州諸国が、同条約に基づく新たな有害物質として、シブトリン (通称イルガロール) を追加するよう提案しており、今次会合では、シブトリンの新規使用禁止に加え、現存船に対しても遡及的に過去に塗布したシブトリンを除去するよう義務付ける AFS 条約の改正案が提出されています。我が国は、現存船に対する遡及的なシブトリン除去の義務付けについては、影響等について十分な議論・検討を踏まえるべきであり、今次会合での条約改正は時期尚早であると主張する文書を提出しています。

(5) 汚水処理関係

船舶からのふん尿等の汚水の排出は、国際条約によって規制されていますが、IMO の基準に適合した浄化装置を搭載・使用している場合は、排出が認められています。

今次会合では、ふん尿等浄化装置に関する技術基準や検査方法の見直しに関する新規議題の設置について審議する予定です。

(6) 議長・副議長の選出

昨年より、MEPC 議長は、我が国の齋藤英明氏（国土交通省海事局船舶産業課長）が務めています。今次会合では、2020 年の MEPC 議長・副議長を選任する予定です。

以 上